

## 稲城市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成18年度の人件費率
19年度	人 80,066	千円 2,555,895	千円 619,846	千円 5,081,775	% 19.9	% 20.4

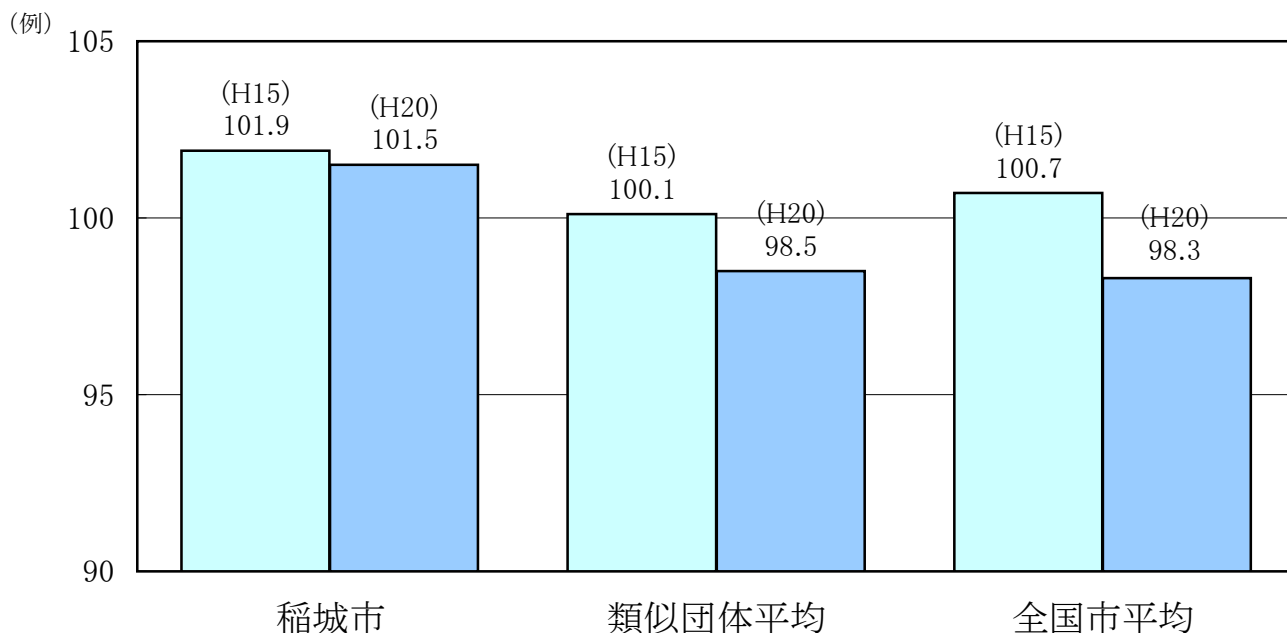
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 493	千円 2,029,814	千円 639,155	千円 926,634	千円 3,595,603	千円 7,293	千円 6,330

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数 **102.8**

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
稲城市	43.9 歳	349,450 円	463,167 円	431,410 円
東京都	43.3 歳	350,724 円	474,047 円	424,745 円
国	41.1 歳	325,113 円	- 円	387,506 円
類似団体	44.1 歳	344,233 円	416,761 円	389,682 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員						民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
稲城市	48.2 歳	29 人	338,962 円	419,667 円	408,666 円	—	—	—	—	
うち用務員	49.3 歳	10 人	343,430 円	426,538 円	418,304 円	用務員	53.9	225,900 円	1.89	
うち学校給食員	49.5 歳	10 人	355,310 円	434,583 円	426,149 円	調理士	37.5	303,100 円	1.43	
うち自動車運転手	*	*	*	*	*	自家用自動車運転者	59.3	307,500 円	—	
東京都	46.7 歳	2,017 人	322,550 円	424,491 円	389,865 円	—	—	—	—	
国	48.9 歳	—	284,679 円	—	320,623 円	—	—	—	—	
類似団体	48.5 歳	—	293,716 円	330,829 円	314,913 円	—	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
稲城市	—	—	—
うち用務員	6,991,071 円	3,227,400 円	2.17
うち学校給食員	7,136,512 円	4,152,700 円	1.72
うち自動車運転手	*	4,382,000 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成17～19年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計しものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		稲 城 市	東 京 都	国
一般行政職	大 学 卒	181,200 円	181,200 円	181,200 円
	高 校 卒	142,700 円	142,700 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	142,700 円	142,700 円	- 円
	中 学 卒	142,700 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

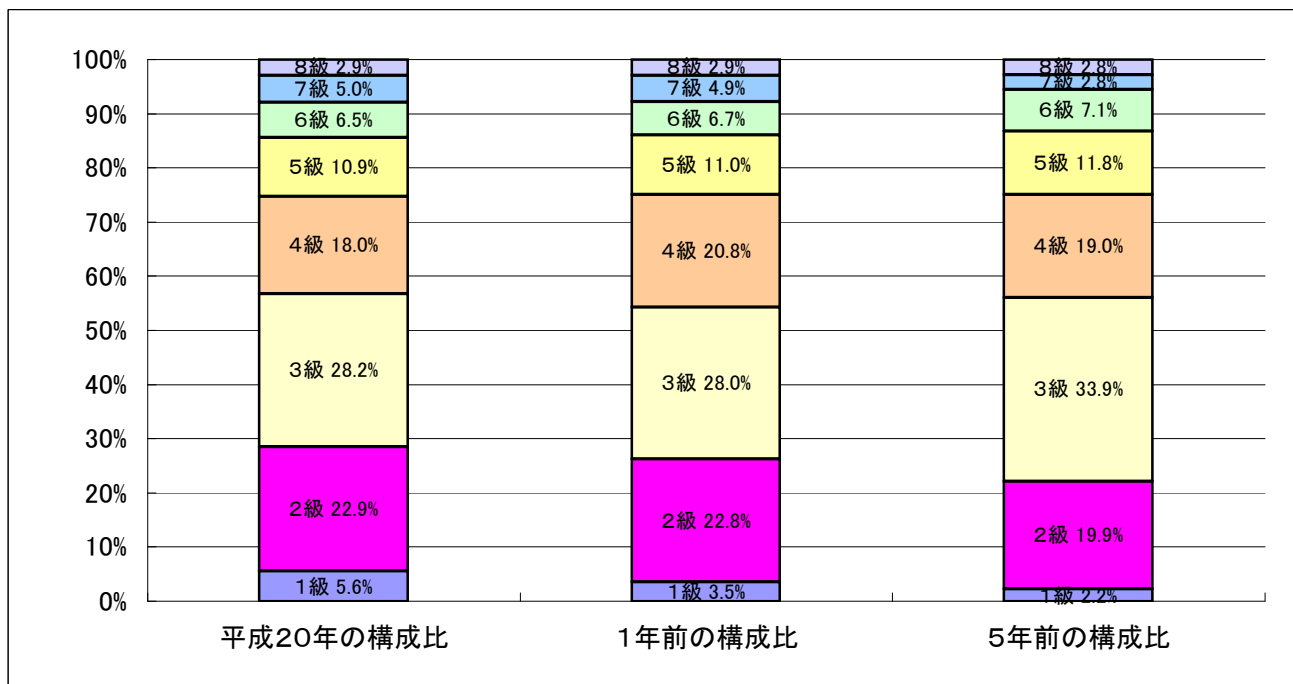
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	320,600 円	322,920 円	383,900 円
	高 校 卒	- 円	282,800 円	340,300 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	358,700 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長	10 人	2.9 %
7 級	統括課長	17 人	5.0 %
6 級	課長	22 人	6.5 %
5 級	課長補佐	37 人	10.9 %
4 級	係長	61 人	18.0 %
3 級	主任・主事	96 人	28.2 %
2 級	主事	78 人	22.9 %
1 級	主事	19 人	5.6 %

- (注) 1 稲城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に9級制から8級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

### 1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を基準日として、勤務成績の評定を実施。(内容の詳細については、稲城市職員人事考課規程を参照)

### 2. 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年4月より実施

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

稲 城 市	東 京 都	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,972 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,977 千円	—
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.3 月分 ( 1.8 )月分 勤勉手当 1.15 月分 ( 0.55 )月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.5 月分 ( 1.8 )月分 勤勉手当 1 月分 ( 0.55 )月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.5 月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 16~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

<p><b>1. 勤務成績の評定の実施状況</b>                  地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を基準日として、勤務成績の評定を実施。(内容の詳細については、稲城市職員人事考課規程を参照)</p> <p><b>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況</b>                  勤務成績の評定を基準として4段階(A～D)の評価を実施し、その評価結果に基づき成績率を決定。</p>
---

(2) 退職手当 (20年4月1日現在)

稲 城 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25 月分	33.50 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	32.50 月分	43.50 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	49.75 月分	59.20 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.20 月分	59.20 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
消防職員加算					
1人当たり平均支給額	12,245 千円	25,606 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		432,091 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		522 千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
稲城市	805 人	14.5 %	13 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
稲城市	18 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績(平成19年度決算)		191,496 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		528,993 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		39.1 %	
手当の種類(手当数)		34	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	納税課職員	税の滞納整理の徴収に従事した者	徴収金額×2/100以内
犬猫等死体処理手当	環境課職員	犬猫等の死体処理に従事したとき	1体300円
蜂駆除作業手当	環境課職員	すずめ蜂の駆除に従事したとき	日額1,000円
有害薬物毒物取扱手当	生活環境部職員	農薬等の散布、取扱に従事したとき	日額300円
社会福祉主事手当	生活福祉課職員	社会福祉現業事務に従事する社会福祉主事	月額1,000円
行路病人救護手当	生活福祉課職員	行路病人の救護に従事したとき	日額1,000円
行路死亡人等取扱手当	生活福祉課職員	行路死亡人その他死体の取扱いに従事したとき	日額3,000円
感染症防疫手当	生活環境部職員	感染症の予防等の業務に従事したとき	日額1,000円
下水道管渠調査手当	生活環境部下水道課職員	公共下水道管内の作業に従事したとき	日額500円
浄水手当	生活環境部水道課職員	塩素注入及びポンプ等の運転に従事したとき	日額100円
給配水手当	生活環境部水道課職員	漏水、事故等のため緊急出動をしたとき	日額500円
機関手当	消防本部職員	消防機関の運転や整備に従事したとき	1当務150～300円
出場手当	消防本部職員	水火災等に出場したとき	1回100～300円
救急手当	消防本部職員	救急事故に出場したとき	1回100～510円
梯子車専従手当	消防本部職員	梯子車の操作登はんに従事したとき	日額360円
深夜特殊勤務手当	消防本部職員	交替制勤務者が深夜に2時間以上勤務したとき	1当務170円
火災調査手当	消防本部職員	火災の調査等に従事したとき	日額100円
救出救助専従手当	消防本部職員	救出救助現場に出場したとき	1回100～500円
夜間看護手当		看護師等が深夜の看護等の業務に従事したとき	1勤務(4時間未満)2,800円 1勤務(4時間以上)3,300円
往診手当		医師が往診したとき	勤務時間内 往診点数の50% 勤務時間外 往診点数の70%
手術手当		術者(手術室において手術に携わった医師) 助手(手術室において手術に携わった医師) 麻酔科医師が手術において麻酔を行ったとき 補助手(手術室において手術に携わった看護師等)	手術点数の5% 手術点数の1.7% 手術点数の1.0% 手術点数の1.3%
救急患者対応手当		医師が救急車搬送患者を診療したとき 医師が救急車搬送以外の患者を診療したとき	1患者3,000円 1患者2,000円
入院受入医師手当		医師が正規の勤務時間内に入院する患者を受け持ったとき 医師が正規の勤務時間以外に入院する患者を受け持ったとき	1患者2,500円 1患者4,000円
危険手当		市立病院に勤務する職員のうち行(1)、行(2)給料表適用者並びに栄養科医(2)給料表適用者を除くもの	月額2,300円
死体処置手当		死体処置に従事したとき	1体170円
分娩手当		分娩を担当した医師・双生児の場合	分娩介助料の5% 分娩介助料の7.5%
被曝手当		放射線科に勤務する医師 放射線科に勤務する医師以外の技術職員	月額10,200円 月額3,000円
解剖手当		解剖に従事した医師及び医師以外の職員	1体570円
病院給食作業手当		栄養科に勤務する給食調理員	月額6,000円

夜間勤務者調整手当		夜間において勤務する看護師等	月額27,000円
年末年始勤務手当		年末年始において正規の勤務時間を割り振られかつ勤務した者	月額(12/29~30) 2,200円 月額(12/31~1/3)2,500円
緊急出勤手当		診療のため正規の勤務時間以外に緊急登院した者	1回(医師の管理職)4,500円 1回(上記以外の者)1,550円
拘束手当		手術室に勤務する看護師等のうち勤務時間以外に緊急登院する当番となっている者	1単位(12/29~1/3)3,000円 1単位(上記以外の日)2,000円
医師手当		院長 副院長 診療部長 診療科部長 医長 医員	月額80,000円 月額72,000円 月額70,000円 月額68,000円 月額65,000円 月額58,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	209,542 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	281 千円
支給実績(平成18年度決算)	201,296 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	231 千円

### (6) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	<b>【内容】</b> 扶養親族を有する職員に支給  <b>【支給額】</b> (1)配偶者 13,500円 (欠配一子を含む。) (2)扶養親族2人まで 6,000円 (3)その他の扶養親族 5,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 4,000円	異なる	支給対象者、支給単価 <b>【国】</b> (1)配偶者 13,000円 (次配第一子11,000円) (2)配偶者以外の扶養親族(2人まで) 6,000円 (3)その他の扶養親族 6,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 5,000円	86,575 千円	210,644 円
住居手当	<b>【内容】</b> 世帯主等である職員に支給  <b>【支給額】</b> (1)扶養親族有 9,000円 (2)扶養親族無 8,500円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 <b>【国】</b> (1)借家・借間 支給限度額 27,000円 (2)持家 購入5年以内 2,500円	55,923 千円	99,330 円

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額 (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた月額 1,000～13,000円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額</p>	異なる	交通用具使用者の支給額	【国】 2,000～24,500円	64,271 千円	92,429 円
休日勤務手当	<p>【内容】 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×35/100</p>	同じ			33,938 千円	514,209 円
夜勤手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×25/100</p>	同じ			24,750 千円	109,515 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)12月29日から翌年の1月3日までに勤務を命ぜられた場合 1勤務 15,000円 (2)(1)以外の場合 1勤務 12,000円</p>	異なる	支給対象者、支給割合	【国】 (1)一般の宿日直 4,200円 (2)特別の宿日直 5,100～7,200円 (3)医師当直 20,000円 (4)常直 21,000円 ※5時間未満は1/2の額	42,814 千円	611,621 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 (1)部長級 給料×20/100 (2)統括課長級 給料×18/100 (3)課長級 給料×16/100</p>	異なる	支給対象者、支給額	【国】 俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定額の手当が定められている	79,982 千円	1,025,416 円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される以下の職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)医療職給料表(1)の適用を受ける職員 月額100,000円 (2)科学技術に関する専門的知識を必要とする職 月額 2,500円 (3)(2)に揚げる職以外の職で専門知識を必要とする職 月額 1,000円 ※(1)は採用から40年以内、(2)は採用から5年以内、(3)は採用から2年以内の間支給</p>	異なる	支給対象者、支給割合	【国】 (1)医師・歯科医師 ①離島・へき地 55,000～306,900円 ②人口が少ない市町村 52,500～268,500円 ③調整手当非支給地 47,500～216,000円 ④調整手当乙地 37,500～159,100円 ⑤調整手当甲地 26,500～100,100円 (2)医系教官 16,900～50,000円 (3)研究者当 20,000～100,000円 ※(1)及び(2)は採用から35年	1,097 千円	73,123 円



## 5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	854,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	740,000 円	987,000 円/	435,000 円
	教 育 長	695,000 円	815,000 円/	612,800 円
報 酬	議 長	498,000 円	732,000 円/	583,000 円
	副 議 長	454,000 円	737,200 円/	400,000 円
	議 員	424,000 円	652,700 円/	350,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 長 教 育 長	(平成18年度支給割合) 4.85 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合) 4.85 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 区 町 村 長	給料月額×勤続期間×400/100	13,664,000 円	任期ごと
	副 市 長	給料月額×勤続期間×300/100	8,880,000 円	任期ごと
	教 育 長	給料月額×勤続期間×250/100	6,950,000 円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「稲城市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められています。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

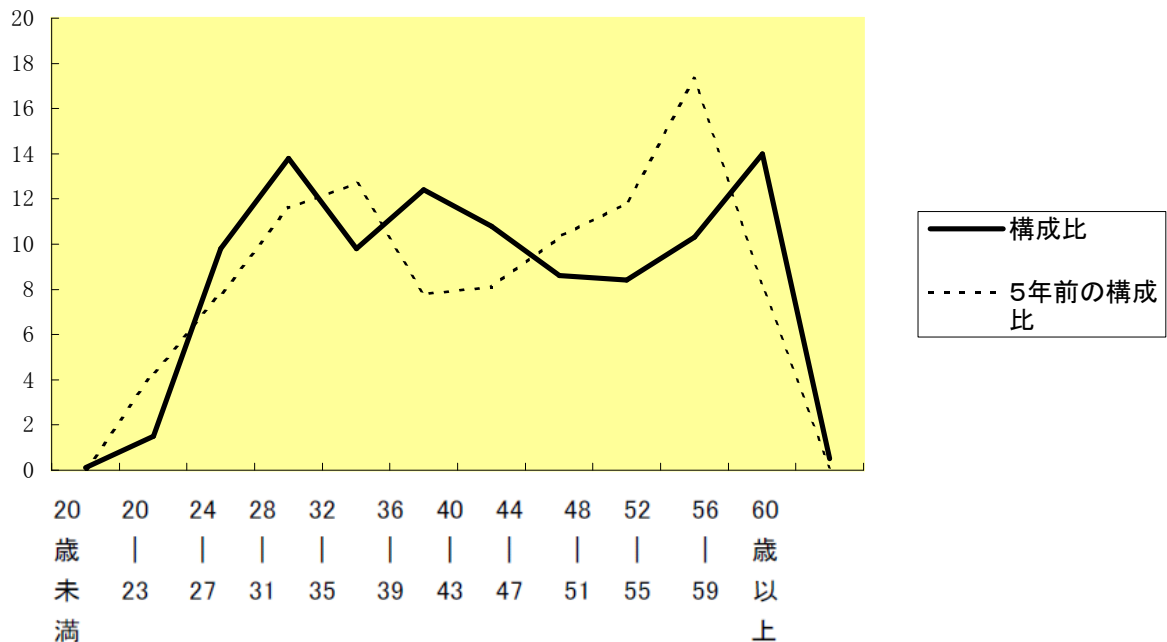
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議 会	7	7	0	老人保険制度の改正による所管替え(△2)、退職補充の嘱託化(△1) 健康プラザの建設に伴う配置(1)
	総務・企画	89	89	0	
	税 務	29	29	0	
	民生	137	134	△ 3	
	衛生	23	24	1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	5	5	0	
	商工	3	3	0	
	土木	48	48	0	
	計	341	339	△ 2	
	教育部門	82	79	△ 3	退職補充の嘱託化(△3)
	消防部門	76	76	0	
	小 計	499	494	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.70 人 類似団体の人口1万人あたり職員数 71.40 人
公営企業等部門	病 院	288	265	△ 23	医師、看護師の年度末退職者による減(△23)
	下 水 道	11	11	0	
	そ の 他	34	36	2	後期高齢者医療制度の開始による配置(2)
	小 計	333	312	△ 21	
合 計		832	806	△ 26	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.67 人
		[ 923 ]	[ 923 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、教育長、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成20年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	12人	79人	111人	79人	100人	87人	69人	68人	82人	113人	5人	806人

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
476人	454人	22人	4.62%

(注) 職員数は特別な専門職である病院と消防職員を除いた職員数の合計です。

#### (参考) 稲城市第三次行政改革大綱における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成22年3月31日	22人の減

#### ②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

区 分		17年 計画前年	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	18年～22年 計	(参考) 数値目標	
一般行政	職 員 数	344	337	341	339			—	328	
	増 減		-7	4	-2			△5(27.8%)	△16	
教 育	職 員 数	85	84	82	79			—	82	
	増 減		-1	-2	-3			△6(100.0%)	△3	
消 防	職 員 数	74	75	76	76			—	—	
	増 減		1	1	0			—	—	
公 営 企 業 等 会 計	病院	職 員 数	301	304	288	265			—	—
		増 減		3	-16	-23			—	—
	その他	職 員 数	46	45	45	47			—	43
		増 減		-1	0	2			1(-33.3%)	△3
計		職 員 数	850	845	832	806			—	828
		増 減		-5	-13	-26			△10(45.5%)	△22

(注) 1 計画期間は、18年～22年の5年間である。

2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。